Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

照合省略指定事業所事務担当者研修

～第１部　照合省略指定事業所について～

目次

1　照合省略指定事業所となる要件について

2　省略できるもの、できないものについて

3　照合省略の指定が取消となる場合について

4　照合省略指定事業所証について

※本動画は、令和４年１１月現在の制度に基づき作成しています。今後の制度改正により、取扱が変わる可能性があることについて、あらかじめご了承ください。

「雇用保険事務手続きの手引き」

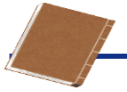

- 雇用保険事務手続きの参考としていただくため、ハローワークで交付しています。
- 大阪労働局で作成しており、ホームページにも掲載されています。

大阪労働局 職業安定部 雇用保険課

第１部　照合省略指定事業所について

１　照合省略指定事業所となる要件について

指定事業所の要件

①　過去１年にわたる、取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

②　雇用保険の事務処理遂行に係る組織・体制が構築されていること。

③　過去３年間にわたり、雇用保険関係の事務手続の処理に起因する不正受給等がなかったこと。

④　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

⑤　労働基準法に定める労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等を完備していること。

⑥　申出事業主に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

⑦　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

⑧　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

第１部　照合省略指定事業所について

２　省略できるもの、できないものについて

対象手続	省略できる書類	省略できない書類
雇用保険被保険者資格喪失届	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿・タイムカードなど ※離職証明書については、⑧～⑫欄（出勤日数、賃金額など）の確認書類	離職証明書については、 ・⑦離職理由欄を確認できる書類 ・⑬備考欄に記載すべき事項（受給要件の緩和）の確認書類
雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書	・賃金台帳 ・労働者名簿 ・出勤簿・タイムカード ・振込先金融機関の通帳やキャッシュカード（電子申請等、ＰＣ入力での申請の場合に限る） など	
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書		
雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書		
高年齢雇用継続給付基本給付金の支給申請		初回の申請で受給資格の確認を伴う場合 ・被保険者の年齢確認書類（マイナンバー登録済の場合を除く）
高年齢再就職給付金の支給申請		
(出生時)育児休業給付金の支給申請		初回の申請で受給資格の確認も伴う場合 ・母子手帳等育児を行っている事実や出産予定日、出産日が確認できる書類 ・育児休業申出書の写し等休業の事実が確認できる書類
介護休業給付金の申請		・被保険者が事業主へ提出した介護休業申出書など ・対象家族の氏名、続柄、性別、生年月日を確認できる住民票など

第１部　照合省略指定事業所について

３　照合省略の指定が撤回となる場合について

撤回となる場合

①　労働関係法令の規定に違反したとき。

②　労働保険関係の事務処理を怠ったとき。

③　届出内容について確認不十分等により、著しく不適正であると認められるとき（事務処理担当者の交替等により著しく事務処理水準が低下した場合を含む）。

④　サンプリングによる事後調査に協力しないとき。

⑤　その他、照合省略の対象事業主等と認めるに適当でない行為があったとき。
（労働保険事務組合、社会保険労務士に事務委託、提出代行をされたときなど。）

より一層適正な事務手続きへのご配意を！

第１部　照合省略指定事業所について

４　照合省略指定事業所証について

照合省略指定事業所証

- 照合省略指定事業所の指定を受けた際に発行されるカードサイズやＡ４サイズのもの
- 発行の有無はハローワークにより異なるが、ハローワークから発行を受けた事業所が窓口へ手続き書類を持参する際は、併せて当カードの持参も必要。電子申請により手続きを行う際は、特段添付等は不要。

令和　　年　　月　　日　交付

雇用保険照合省略指定事業所証

事業所番号（労働保険番号）	2	7			－							－		
							－							
事業所名														
所在地	（TEL　　－　　）													
事業主（代理人）氏名														

公共職業安定所長